

社 援 保 発 0331 第 4 号
令 和 2 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)

居宅生活移行総合支援事業の実施について

生活保護行政の適正な実施については、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号社会・援護局長通知)の別紙「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」3(3)イの被保護者就労準備支援等事業として、別紙のとおり「居宅生活移行総合支援事業実施要領」を定め、令和2年4月1日から適用することとしましたので、管内福祉事務所に対して周知徹底を図るとともに、都道府県、指定都市及び中核市本庁においても本事業について積極的な活用を検討の上、無料低額宿泊施設等に入居する者に対する居宅生活の移行支援に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本通知の施行に伴い、「居宅生活移行支援事業の実施について」(平成 23 年 6 月 31 日社援保発 0331 第 22 号本職通知)及び「居住の安定確保支援事業の実施について」(平成 25 年 5 月 15 日社援保発 0515 第 2 号本職通知)は廃止します。

別紙

居宅生活移行総合支援事業実施要領

1 事業概要

無料低額宿泊所及び簡易宿泊所その他の宿泊施設等(以下「無料宿泊所等」という。)に入居する被保護者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び定着支援等の居宅生活移行後に安定した生活が営むための支援を実施する。

2 実施主体

都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下、都道府県等という。)とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等適当と認める民間団体に本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

3 実施方法

事業の実施方法については、以下のいずれかの方法による。

(1)直接実施

実施主体において、本事業による支援を行う専門職員を雇い上げ、当該職員が無料低額宿泊所等に入居する被保護者(居宅生活移行後においては当該居宅)を訪問して支援を行う。

(2)委託実施

実施主体と事業者において委託契約を締結し、受託事業者の職員が、無料低額宿泊所等に入居する被保護者(居宅生活移行後においては当該居宅)を訪問して支援を行う。

なお、委託の方法については、あらかじめ支援対象人数を想定した上で、当該支援の実施に必要と考えられる人件費等を委託費として支払う方法のほか、支援対象者1人あたりの委託単価等を定めた上で、支援の実施にあたって必要な費用を支払う方法でも差し支えないものであること。

(3)居宅移行支援に対する補助事業の実施

都道府県等が、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると認める団体が、本事業内容に合致する取組を実施する場合に、その事業経費について補助を行う。

4 事業内容

本事業の内容は以下のとおりとする。なお、以下の事業内容のうち一部のみを実施することでも差し支えないものであること。

(1) 居宅移行に向けた相談支援

無料低額宿泊所等の入居者に対して、当該宿泊所等を訪問し、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

(2) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

無料低額宿泊所等から居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要なに応じた助言等を実施する。

(3) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

- ア 不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者が入居しやすい住宅のリスト化等の生活保護受給者の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組
- イ 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

5 支援対象期間

個々の支援対象者への支援対象期間については、概ね下記の期間を目途とすること。

- (1) 居宅移行に向けた相談支援：支援開始から6か月間（最長1年間）
- (2) 居宅生活移行後の定着支援：転居後1年間

6 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 居宅生活への移行支援又は居宅生活後の定着支援を行うにあたっては、対象者毎に居宅生活移行又は居宅生活の継続に向けた課題等を把握するとともに、本人の希望、意向等を踏まえた支援計画を作成するなどにより、計画的に支援を実施すること。

なお、居宅生活への移行支援にあたっては、居住の安定確保の観点から、住宅扶助の代理納付の仕組みを有効的に活用すること。

- (2) 支援の実施にあたっては、適宜、入居する施設の職員及び担当ケースワーカーとのケース会議を行うほか、支援の状況についてこれらの者に対して報告を行うなどにより、連携を密にして支援を行うこと。
- (3) 無料低額宿泊所を運営する事業者が事業を委託する場合、当該委託業務については、無料低額宿泊所の運営に係る管理業務や入居者の状況把握、食事の提供等の業務とは区分して実施される必要があること。

無料低額宿泊所の職員が、無料低額宿泊所に係る業務の提供時間外において居宅生活移行等に向けた支援を実施することを妨げるものではないが、その場合、本事業の委託費相当分については、利用者から受領する利用料の算定根拠から除くなど、費用の重複が生じないようにすること。

また、日常生活支援住居施設の認定を受けた施設においては、常勤換算の対象となる職員の勤務時間において、委託された本事業による居宅移行支援の業務を担当することは認められないものであること。

なお、この場合、無料低額宿泊所を運営する法人の本部職員等が、複数の無料低額宿泊所の入居者を巡回し相談支援等を行うなどにより効率的に事業を実施できるよう配慮すること。

- (4) 事業者が事業実施を委託する場合、委託先の選定に際しては、当該事業者の支援実績等を踏まえて、適切に事業を実施できると認められる事業者を選定することとし、支援を行う職員については、最低限、無料低額宿泊所の施設長と同等程度の要件を求めるなどにより支援の質の確保に努めるものであること。
- (5) 本事業による支援対象者について、地域の実情に応じて、保護施設入所者を含めて実施しても差し支えないこと。

7 補助単価

- (1) 支援対象者1名につき月1万円として、支援対象者の見込み数に応じて算定した額の範囲内とする。
- (2) 実施主体又は委託先事業者において、本事業により専門職員の配置を行う場合には、職員1人あたり支援対象者 30 名以上を担当することを目安とすること。

8 その他

この実施要領によりがたい特別な事情がある場合は、個別に協議すること。

9 経過措置

本通知施行前において、「居宅生活移行支援事業の実施について」に基づいて、無料低額宿泊所に委託して居宅生活移行支援事業を実施（無料低額宿泊所に補助を行っていた場合も含む。）していた場合について、令和2年度中、引き続き従前の事業の例により、事業を実施して差し支えないこと。

ただし、この場合においても、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設の認定を受けた場合には、常勤換算の対象となる職員の勤務時間において、本事業の委託による居宅移行支援の業務を担当することは認められないことに留意すること。